

**大野市水道事業経営戦略 案**  
**(水道事業、簡易水道事業)**

**令和4年度改定版**

**計画期間：令和4年度～令和13年度**

**令和4年3月**

**福井県大野市**



# 目 次

第1章 経営戦略策定・改定の趣旨	
1. 1 経営戦略策定・改定の趣旨	2
1. 2 位置付け	3
1. 3 計画期間	3
第2章 事業の現況	
2. 1 事業の現況	4
2. 2 これまでの主な経営健全化の取組	9
2. 3 経営比較分析表を活用した現状分析	10
第3章 将来の事業環境	
3. 1 給水人口の予測	12
3. 2 水需要の予測	12
3. 3 料金収入の見通し	13
3. 4 施設の見通し	14
3. 5 組織の見通し	15
第4章 経営の基本方針	
4. 1 基本理念と基本方針	16
4. 2 主要施策	16
第5章 投資・財政計画	
5. 1 上水道事業の投資・財政計画（収支計画）	17
5. 2 上水道事業の目標	18
5. 3 簡易水道事業の投資・財政計画（収支計画）	18
5. 4 簡易水道事業の目標	19
5. 5 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
5. 6 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	23
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項など	25
巻末資料1 経営比較分析表	
上水道	26
簡易水道	27
巻末資料2 投資・財政計画	
上水道	28
簡易水道 ①（水道ビジョンに定める料金改定を行った場合）	30
簡易水道 ②（現行料金を維持した場合）	32
巻末資料3 大野市水道施設区域図	34

## 第1章 経営戦略策定・改定の趣旨

### 1.1 経営戦略策定・改定の趣旨

大野市は、市営水道事業として市街地を中心とした上水道事業と、富田、阪谷、和泉地区や下庄、上庄の地区の一部地域にある簡易水道事業を運営しており、市民の皆様へ安全で安心な水道水の提供に努めてきました。

近年、人口減少や節水型ライフスタイルの定着による水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、水道施設の耐震化や老朽化対策への投資が必要になり、水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、事業の経営環境は厳しさを増してきています。

こうした中、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが求められます。大野市では平成28年12月に「大野市水道事業経営戦略」、「大野市簡易水道事業経営戦略」を策定し、経営の健全化に向けて取り組んできました。

また、令和2年7月には、令和2年度から令和21年度を計画期間とする「大野市営水道事業基本計画（大野市水道ビジョン）」（以下「水道ビジョン」と表記します。）を策定しました。

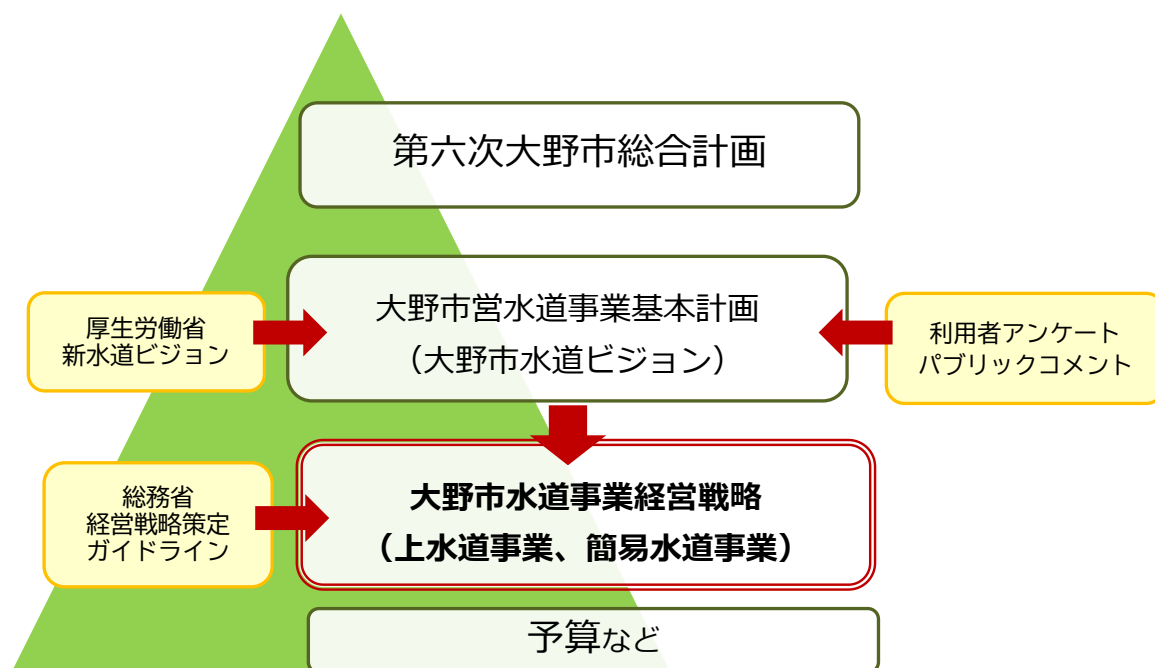
本経営戦略は、水道ビジョンの中長期的な経営計画とするため、現行の「大野市水道事業経営戦略」、「大野市簡易水道事業経営戦略」を見直し、「大野市水道事業経営戦略（上水道事業、簡易水道事業）」（以下「経営戦略」と表記します。）として改定するものです。

## 1. 2 位置付け

水道ビジョンでは、大野市営水道事業の現状を踏まえ、継続的な水供給の実現に向けて、施設規模の適正化、施設の耐震化、水質保全への対策に取り組むため、中長期的な取組の方向性や具体的な取組を定めました。

水道ビジョンの策定にあたっては、事前に簡易水道利用者にアンケート調査を行い、現在の水道サービスや将来の水道事業の在り方に関するご意見をいただきました。その結果を踏まえ、水道に関する様々な課題解消を図るための料金値上げや事業間統合を含めた施設整備計画について定めています。

経営戦略はこの水道ビジョンの経営計画とし、投資・財政計画を定めます。



経営戦略の位置付け

## 1. 3 計画期間

中長期的な経営基盤の強化に取り組むことができるよう、計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

## 第2章 事業の現況

### 2.1 事業の現況

#### ① 給水

	上水道事業	簡易水道事業
供用開始年月	昭和54年4月	昭和33年4月(荒島)
法適・非適の区分	法適(全部)	法適(財務)
計画給水人口	15,000人	8,602人
現在給水人口	4,559人	4,073人
有収水量密度	0.188m <sup>3</sup> /ha	0.337m <sup>3</sup> /ha
加入率	20.48%	86.44%

#### ② 施設

	上水道事業	簡易水道事業
水源	地下水	地下水、伏流水
施設数	浄水場設置数	17
	配水池設置数	13
施設能力	4,400m <sup>3</sup> /日	2,637m <sup>3</sup> /日
管路延長	80,875m	116,833m
施設利用率	32.95%	63.88%

#### ③ 料金

##### ◆ 料金体系の概要・考え方

上水道事業の水道料金は用途別料金体系で、基本料金と超過料金の2種類の料金で構成される二部料金制としています。超過料金は、学校用と工場用を除き、多く使用するほど単価が上がる「逦増制(ていぞうせい)」としています。昭和54年に給水を開始してから、料金の改定を行っていません(消費税率改定による改定を除く)。

簡易水道事業も二部料金制としていますが、地区ごとに料金体系が異なり、上水道と同一料金である地区は11地区ある簡易水道のうち5地区です。

現行の料金体系は、以下のとおりです。

##### ◆ 上水道事業の水道料金

種類	用途	基本料金(1月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1,500円	10m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> 165円	20m <sup>3</sup> を超える分 210円

専用栓	営業用	10m <sup>3</sup> 以下 1,650円	10m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 210円	30m <sup>3</sup> を超える分 250円
	病院・ 官公署用	10m <sup>3</sup> 以下 1,500円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 180円	20m <sup>3</sup> を超える分 225円
	学校用	100m <sup>3</sup> 以下 19,950円	—	100m <sup>3</sup> を超える分 210円
	工場用	40m <sup>3</sup> 以下 8,350円	40m <sup>3</sup> ～1,500m <sup>3</sup> 250円	1,500m <sup>3</sup> を超える分 70円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1,500円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 165円	20m <sup>3</sup> を超える分 210円
臨時栓	特殊用 (小口)	10m <sup>3</sup> 以下 3,000円	—	10m <sup>3</sup> を超える分 420円
	特殊用 (大口)	100m <sup>3</sup> 以下 39,900円	—	100m <sup>3</sup> を超える分 420円
私設消火栓		1栓につき 1,000円	(演習)5分以内 400円	(演習)1分増ごとに 100円

◆ 上水道事業のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金(1月につき)
13mm	120円
20mm	180円
25mm	230円
30mm	260円
40mm	350円
50mm	680円
75mm	1,300円

◆ 簡易水道事業の水道料金

		西富田地区簡易水道	
種類	用途	基本料金(1月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 852円	10m <sup>3</sup> を超える分 90円
	営業用	20m <sup>3</sup> 以下 1,785円	20m <sup>3</sup> を超える分 95円
	病院・官公署用	20m <sup>3</sup> 以下 1,700円	20m <sup>3</sup> を超える分 90円
	学校用	60m <sup>3</sup> 以下 5,112円	60m <sup>3</sup> を超える分 90円
	工業用	40m <sup>3</sup> 以下 3,570円	40m <sup>3</sup> を超える分 95円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1,116円	10m <sup>3</sup> を超える分 90円

臨時栓	特殊用（小口）	20m <sup>3</sup> 以下 1,866円	20m <sup>3</sup> を超える分 100円
	特殊用（大口）	200m <sup>3</sup> 以下 18,660円	200m <sup>3</sup> を超える分 100円

施設区分		富田地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1,040円	10m <sup>3</sup> を超える分 108円
	営業用	20m <sup>3</sup> 以下 2,160円	20m <sup>3</sup> を超える分 114円
	病院・官公署用	20m <sup>3</sup> 以下 2,080円	20m <sup>3</sup> を超える分 108円
	学校用	200m <sup>3</sup> 以下 20,800円	200m <sup>3</sup> を超える分 108円
	工業用	40m <sup>3</sup> 以下 4,320円	40m <sup>3</sup> を超える分 114円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 980円	10m <sup>3</sup> を超える分 108円
臨時栓	特殊用（小口）	20m <sup>3</sup> 以下 2,240円	20m <sup>3</sup> を超える分 118円
	特殊用（大口）	200m <sup>3</sup> 以下 22,400円	200m <sup>3</sup> を超える分 118円

施設区分		木本地区簡易水道（令和4年4月1日改正）	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 750円	10m <sup>3</sup> を超える分 82円
	営業用	50m <sup>3</sup> 以下 3,190円	50m <sup>3</sup> を超える分 82円
	病院・官公署用	30m <sup>3</sup> 以下 2,110円	30m <sup>3</sup> を超える分 82円
	学校用	100m <sup>3</sup> 以下 6,380円	100m <sup>3</sup> を超える分 82円
	工業用	30m <sup>3</sup> 以下 2,110円	30m <sup>3</sup> を超える分 82円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 700円	10m <sup>3</sup> を超える分 82円
臨時栓	特殊用（小口）	20m <sup>3</sup> 以下 1,850円	20m <sup>3</sup> を超える分 93円
	特殊用（大口）	100m <sup>3</sup> 以下 9,570円	100m <sup>3</sup> を超える分 93円

施設区分		荒島地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 518円	10m <sup>3</sup> を超える分 55円
	営業用	20m <sup>3</sup> 以下 1,150円	20m <sup>3</sup> を超える分 59円
	病院・官公署用	20m <sup>3</sup> 以下 1,040円	20m <sup>3</sup> を超える分 55円
	学校用	100m <sup>3</sup> 以下 5,180円	100m <sup>3</sup> を超える分 55円
専用栓	工業用	40m <sup>3</sup> 以下 2,300円	40m <sup>3</sup> を超える分 59円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 480円	10m <sup>3</sup> を超える分 55円
臨時栓	特殊用（小口）	20m <sup>3</sup> 以下 1,260円	20m <sup>3</sup> を超える分 65円
	特殊用（大口）	150m <sup>3</sup> 以下 9,440円	150m <sup>3</sup> を超える分 65円



施設区分		菖蒲池地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 118円	10m <sup>3</sup> を超える分 123円
	営業用	20m <sup>3</sup> 以下 2, 432円	20m <sup>3</sup> を超える分 128円
	病院・官公署用	20m <sup>3</sup> 以下 2, 314円	20m <sup>3</sup> を超える分 123円
	学校用	200m <sup>3</sup> 以下 23, 842円	200m <sup>3</sup> を超える分 123円
	工業用	40m <sup>3</sup> 以下 4, 940円	40m <sup>3</sup> を超える分 128円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 118円	10m <sup>3</sup> を超える分 123円
臨時栓	特殊用（小口）	20m <sup>3</sup> 以下 2, 548円	20m <sup>3</sup> を超える分 135円
	特殊用（大口）	200m <sup>3</sup> 以下 25, 480円	200m <sup>3</sup> を超える分 135円

施設区分		北富田、阪谷第一、南富田、下庄北部及び阪谷第二地区簡易水道		
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）	
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 500円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 165円	20m <sup>3</sup> を超える分 210円
	営業用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 650円	10m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 210円	30m <sup>3</sup> を超える分 250円
	病院・官公署用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 500円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 180円	20m <sup>3</sup> を超える分 225円
	学校用	100m <sup>3</sup> 以下 19, 950円	—	100m <sup>3</sup> を超える分 210円
	工場用	40m <sup>3</sup> 以下 8, 350円	—	40m <sup>3</sup> を超える分 250円
共用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 500円	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 以下 165円	20m <sup>3</sup> を超える分 210円
臨時栓	特殊用（小口）	10m <sup>3</sup> 以下 3, 000円	—	10m <sup>3</sup> を超える分 420円
	特殊用（大口）	100m <sup>3</sup> 以下 39, 900円	—	100m <sup>3</sup> を超える分 420円
私設消火栓		1栓につき 1, 000円	（演習）5分以内 400円	（演習）1分増ごとに 100円

施設区分		和泉地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用栓	家事用	10m <sup>3</sup> 以下 1, 000円	10m <sup>3</sup> を超える分 80円

専用栓	営業用	20m <sup>3</sup> 以下	2,000円	20m <sup>3</sup> を超える分	100円
	病院・官公署用	20m <sup>3</sup> 以下	2,000円	20m <sup>3</sup> を超える分	100円
	学校用	100m <sup>3</sup> 以下	10,000円	100m <sup>3</sup> を超える分	100円
	工業用	40m <sup>3</sup> 以下	4,000円	40m <sup>3</sup> を超える分	120円
共用栓	家事用（口径 40mm以下）	10m <sup>3</sup> 以下	3,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	80円
	家事用（口径 50mm以上）	10m <sup>3</sup> 以下	5,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	80円
臨時栓	特殊用（小口）	10m <sup>3</sup> 以下	3,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	120円
	特殊用（大口）	100m <sup>3</sup> 以下	30,000円	100m <sup>3</sup> を超える分	120円

◆ 富田、木本、荒島、菖蒲池地区簡易水道のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金（1月につき）
13mm	78円
16mm	103円
20mm	126円
25mm	139円
30mm	190円
40mm	244円
50mm	654円
75mm	1,128円

◆ 西富田、北富田、阪谷第一、南富田、下庄北部、阪谷第二、和泉地区簡易水道のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金（1月につき）
13mm	120円
20mm	180円
25mm	230円
30mm	260円
40mm	350円
50mm	680円
75mm	1,300円

※ 別途消費税及び地方消費税がかかります。

#### ④ 組織

	上水道事業	簡易水道事業
職員数	3人	2人
うち 技術職員	1人	1人
うち 事務職員	2人	1人

## 2. 2 これまでの主な経営健全化の取組

### (1) 現行経営戦略での目標に対する取組

#### ① 基幹管路耐震適合率

基幹管路の耐震化に取り組んでいます。現行経営戦略の策定時には適合率は約75%で、目標として平成38年度に100%としていましたが、耐震管の基準が変更されたことにより、令和2年度末の基幹管路での耐震管適合率は約36%となりました。  
引き続き、施設の優先順位を考慮して更新します。

#### ② 災害時拠点施設への延伸

災害時の給水需要に備え、有終東小学校、文化会館、陽明中学校等の災害拠点施設への配水管延伸を行いました。

#### ③ 大規模漏水リスク低減を目的とした管路ループ化

災害等による断水に備え、中挾、東中、美里町、吉野町等への配水管布設工事を行い、管路ループ化による代替配水管を確保しました。

#### ④ 料金収入の確保（加入促進、滞納対策強化）

新規に配水管を布設する区域等において加入促進を行うとともに、夜間を含む電話催告や個別訪問を行い、滞納対策に努めています。

#### ⑤ 内部留保資金の確保

健全な経営を維持するため、内部留保資金の確保に努めています。

### (2) 上記（1）以外の取組

#### ① 有収率（※ア）の向上

平成24年度の有収率は約60%と類似団体平均の約77%を大きく下回っていましたが、平成26年度より消火栓取替工事や給水管の漏水調査を積極的に行った結果、平成29年度に約70%にまで改善しました。

#### ② 包括的民間委託の実施

平成29年度から水道施設の維持管理について、包括的民間委託を行い、効率的な事業運営を行っています。

---

※ア 有収率：「年間総有収水量（供給した水の量）／年間総配水量（作った水の量）×100」  
作った水道水がどれくらい利用者に届けられたかを示す指標。  
高いほど不明水が少なく、効率的であることを示します。

③ 給水事業の効率化

平成25年度に、1簡易水道（中保地区簡易水道）を上水道に統合し、給水事業の効率化を図りました。

④ 簡易水道事業会計の公営企業会計移行

簡易水道事業は令和2年度から公営企業会計に移行し、経営状況の把握、分析を可能としました。

⑤ コンビニエンスストアでの水道料金の収納を開始

令和2年4月から、コンビニエンスストアで水道料金の収納を開始しました。利用者の利便性と収納率の向上を図っています。

## 2. 3 経営比較分析表を活用した現状分析

上水道、簡易水道の経営比較分析表は、巻末資料1（p. 26～27）のとおりです。

経常収支比率（※イ）は上水道、簡易水道ともに概ね100%を超えて推移していますが、国が定める繰入基準のほかに一般会計補助を行い、料金収入の不足を補てんしていることによるものです。

### ◆ 上水道事業

昭和50年頃に発生した地下水位の低下を契機に、主に市街地の南部と地下水を直接利用できない一部の地域に安全で安心な飲料水を提供することを目的に創設されました。また、災害時に備え、水道管路のループ化や拠点避難所への整備など、災害に強い強靱なまちづくりのため計画的な施設整備や改良を行っています。

地下水利用が多く需要が少ないため面的な整備が難しく、加入率は約20%と低い状況です。料金回収率（※ウ）も令和2年度で約80%と類似団体（※エ）平均よりやや低いため、加入率の向上に向けた取組が必要です。

現在は一定の資金残高があり、流動比率（※オ）、企業債残高対給水収益比率（※カ）

---

※イ 経常収支比率：（経常収益／経常費用）×100

経常費用がどの程度経常収益で賄えているかを示す指標。

100%以上の場合は単年度黒字、100%未満の場合は単年度赤字を表します。

※ウ 料金回収率：料金回収率：（供給単価／給水原価）×100

給水に係る費用がどの程度水道料金で賄えているかを示す指標。

100%を下回っている場合、給水費用が水道料金以外の収入で賄われていることを示します。

※エ 類似団体：（上水道事業）給水形態、給水人口規模が似通っている団体

（簡易水道事業）地方公営企業法の適用状況、給水人口規模が似通っている団体

※オ 流動比率：（流動資産／流動負債）×100

短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

100%を下回っている場合、1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払うべき負債を賄えていないことを示します。

※カ 企業債残高対給水収益比率：（企業債現在高合計／給水収益）×100

給水収益に対する企業債残高の割合を示す指標。

類似団体との比較等により自団体の状況を把握、分析します。

などの経営指標は類似団体平均と比べて良好です。事業創設から40年が経過し、今後、更新需要が増えていくことが見込まれるため、一般会計繰入に過度に依存しない適正な料金体系の検討が必要です。

#### ◆ 簡易水道事業

市内に11の地区があります。各地区の令和2年度の加入率は約80～90%で、料金回収率は約70%と類似団体平均よりも良好です。

水需要と施設利用率の減少を考慮し、各地区の課題を解消し合理的な施設の統廃合やダウンサイジングを行うことで施設の最適化（集約）を図り、更新費と維持管理費を減らすことが必要です。

一部で伏流水を水源とする地区があり、大雨時の濁り発生や水源施設と水源から集落までの送水管の老朽化が課題です。

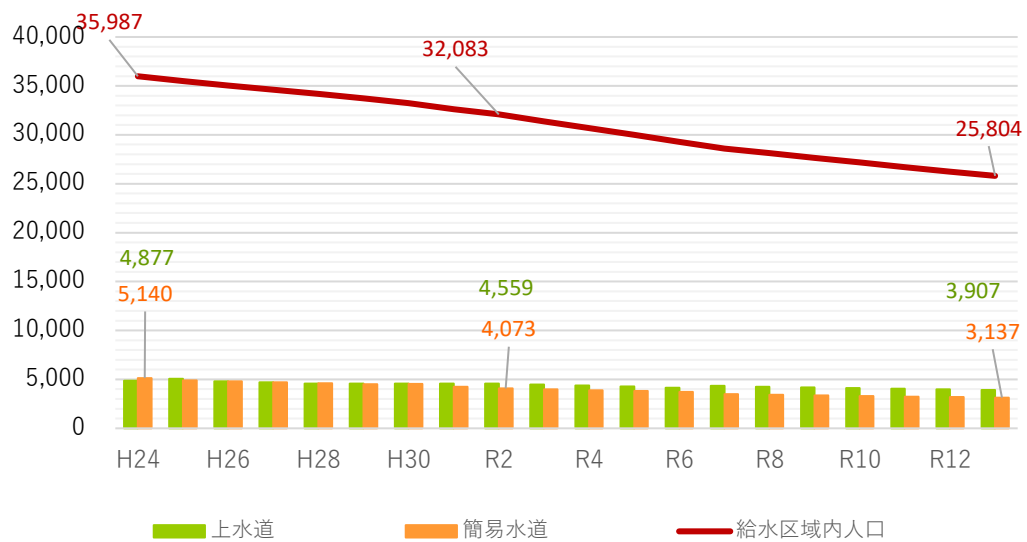
また、地区ごとに料金にばらつきがあり、ほとんどの地区で料金収入が不足しているため、人件費、水質検査手数料などについて一般会計から補助を受けています。上水道と料金を統一し、経営の健全化と今後の施設更新に備える必要があります。

## 第3章 将来の事業環境

### 3.1 給水人口の予測

水道ビジョンでは、平成27年10月に策定した「大野市人口ビジョン」に基づき、給水人口を予測しましたが、「大野市人口ビジョン」が令和3年2月に改定されたこと受け、経営戦略では「大野市人口ビジョン」中、「パターン1（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）」を用いて給水人口を予測しました。なお、「パターン1（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）」の予測値は5年ごとの推計のため、推計値間は直線補間としています。

本市の人口は、過去10年の実績と同様に今後も減少傾向が継続する見通しです。加入率の向上が見込めない中、人口の減少幅が大きく、上水道、簡易水道ともに給水人口は減少の見込みです。



給水人口の推移と予測（単位：人）

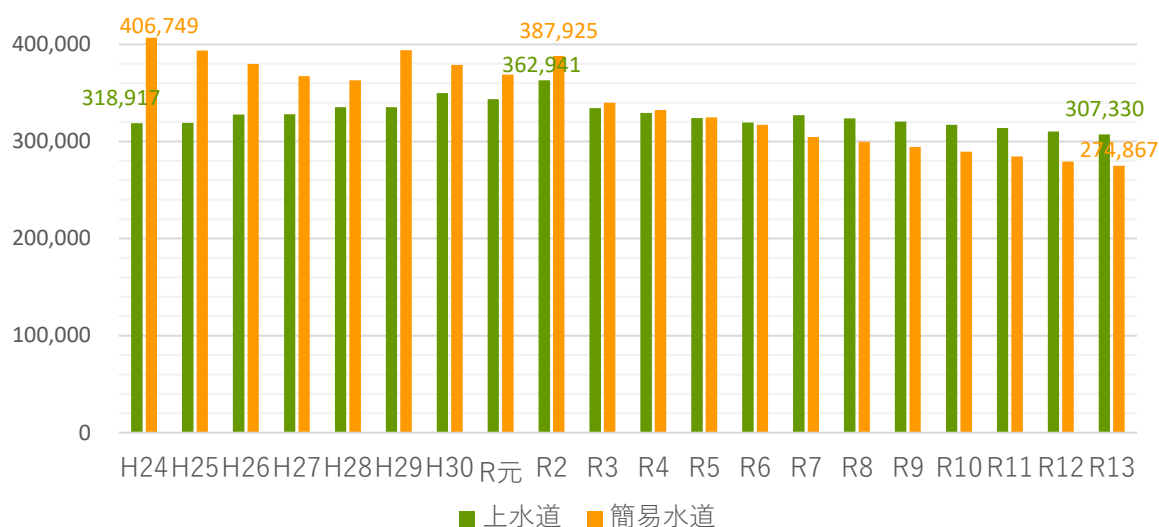
### 3.2 水需要の予測

給水人口の予測と令和2年度までの実績値を元に、計画期間の年間有収水量の予測を行いました。

上水道は、一般的な家庭で使用する「生活用」、工場などで利用する「工業用」、学校や病院などの「その他」に区分して予測値を算出しました。「生活用」は、大雪の影響により水需要が伸びた令和2年度を除く過去5年間の1人あたり平均使用量に給水人口予測を乗じて算出しました。1人あたりの給水量見込に給水人口予測を乗じて算出しています。「工業用」「その他」については、過去3年～5年の実績値と増減傾向を基に算出しました。

また、簡易水道は、1人あたり平均使用量見込に給水人口予測を乗じて算出しました。

上水道、簡易水道事業とも、人口減少に加え節水機器の普及などにより、水需要は減少する見込みです。

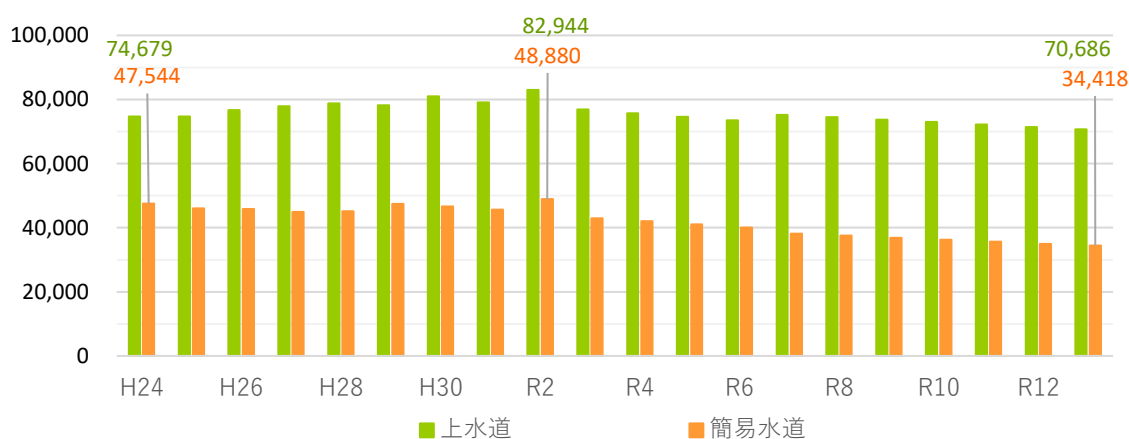


水需要の推移と見通し（単位：m³）

### 3. 3 料金収入の見通し

水需要の予測に基づき、今後の料金収入を算出しました。現行の水道料金体系を維持するものとして、水需要（年間有収水量）の見込みに令和2年度供給単価の実績値を乗じました。

降雪量が多い冬は給水量が増加する傾向にあり、上水道、簡易水道ともに令和2年度は給水量が増加しましたが、今後は、給水人口と水需要の減少に伴い料金収入も減少する見込みです。



料金収入の推移と見通し（単位：千円） ※現行料金を維持した場合

### 3. 4 施設の見通し

水道施設を次世代に健全なかたちで引き継ぐためには、適切な診断に基づき資産管理水準の継続的な向上を図り、着実な更新が必要です。

本市では、水道施設のアセットマネジメント（資産管理）計画を策定し、本市独自の更新基準に基づく構造物、設備、管路等の水道施設の更新を水道ビジョンに位置付けています。

水道ビジョンに沿った着実な更新を行い、給水の安全・安定性を確保します。

※工種別更新基準

施設の工種	法定耐用年数(年)	大野市更新基準(年)	管種	法定耐用年数(年)	大野市更新基準(年)
土木	60	73	ダクタイル鋳鉄管	40	60
建築	50	70	塩化ビニル管(RR)	25～40	50
電気	20	25	塩化ビニル管(その他)	25～40	40
機械	15	24	鋼管	25～40	40
計装	10	21	ポリエチレン管	25～40	40
			不明	25～40	40

#### ① 管路

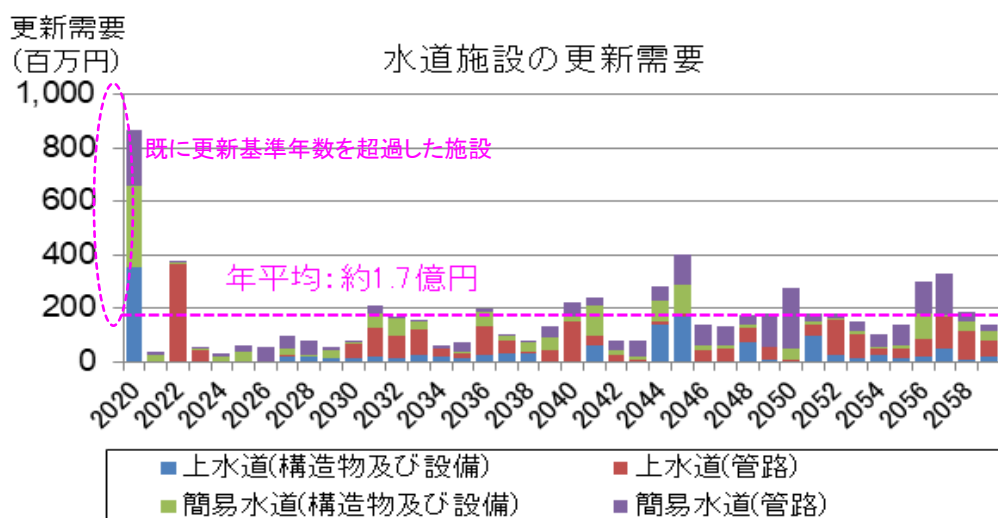
上水道では最も古い管路は創設時（供用開始：昭和54年度）に布設したもので、法定耐用年数（40年）を迎えました。また、簡易水道の事業創設年度は古い地区で昭和33年であり、石綿管や農業集落排水事業で一部更新していますが、老朽化が進んでおり計画的な更新が必要です。

#### ② 施設

上水道の水源の最大取水量（計画値）は4,400m<sup>3</sup>/日ですが、令和2年度の日平均給水量は1,450m<sup>3</sup>/日で、施設利用率が32.95%、一日最大給水量は2,152m<sup>3</sup>/日で最大稼働率が48.91%です。給水人口の減少を想定していますが、災害時の水の確保や簡易水道事業との統合を考慮し、現状程度の能力は備えなければならないと考えています。

また、簡易水道においては、伏流水を水源とする地区の水源水質対策や水需要の減少に伴う施設の統廃合が必要です。水道ビジョンでは、新水源（深井戸）の整備のほか、給水量が減少する見込みに合わせて配水場やポンプ施設数の最適化（集約）を図ることとしており、安定した給水と維持管理費の縮減を目指します。施設を最適化することで、更新需要が年間1.7億円から年間1.5億円に減少する見込みです。





### 3. 5 組織の見通し

職員配置は、上水道3人（技術職1人、事務職2人）、簡易水道2人（技術職1人、事務職1人）となり、令和元年度と比較しそれぞれ1人減員となりました。

水道事業においては施設の維持管理と更新需要への対応を適切に行うことはもちろん、漏水や災害の発生時に応急的な給水、復旧を迅速に行わなければなりません。水道施設の維持管理技術の継承には一定の年数を要します。

今後は、非常時対応を含む望ましい組織体制と事業の持続性を視野に入れた適正人員を見極め、民間委託など事業運営の効率化について検討します。

## 第4章 経営の基本方針等

### 4.1 基本理念と基本方針

水道ビジョンの基本理念と基本方針を、経営戦略での経営の基本理念と基本方針とします。

大野市の水道事業は、昭和50年頃に発生した地下水位の低下を発端に、市民に安全・安心な飲料水を提供するために整備しました。加入率などの課題はありますが、水質の観点から自己井戸で生活用水を調達できない地域もあり、市民のライフラインとして引き続き事業を運営していくことが必要です。

「自然が育む清浄で豊富な水を後世へ」を基本理念に、「安全」「強靱」「持続」の3つの理想像と基本方針の下、市民の生活を守る水道サービスを提供していきます。

#### [基本理念]

## 自然が育む清浄で豊富な水を後世へ

#### [理想像と基本方針]

安全

安全安心でおいしく飲める水の供給  
継続的な人材育成と適切かつ厳格な水質管理

強靱

災害に強い水道の構築  
災害に強く計画的で確実な施設更新

持続

効率的な水道経営の推進  
効率的な施設運営による維持管理の削減と使用料収入の確保

### 4.2 主要施策

#### (1) 施設の最適化（集約）

隣接する上水道と簡易水道、複数の簡易水道を統合して配水場やポンプ施設の最適化（集約）を図り、安定した給水を行い、維持管理費を減らします。

#### (2) 不安定な水源水質対策

水源を伏流水から地下水に変更し、安全で安定した水道水を供給します。

#### (3) 効率的な施設整備

基幹施設、基幹管路を優先的に更新し、限られた財源の中で効率的に施設整備を行います。

#### (4) 適正な料金体系への改定

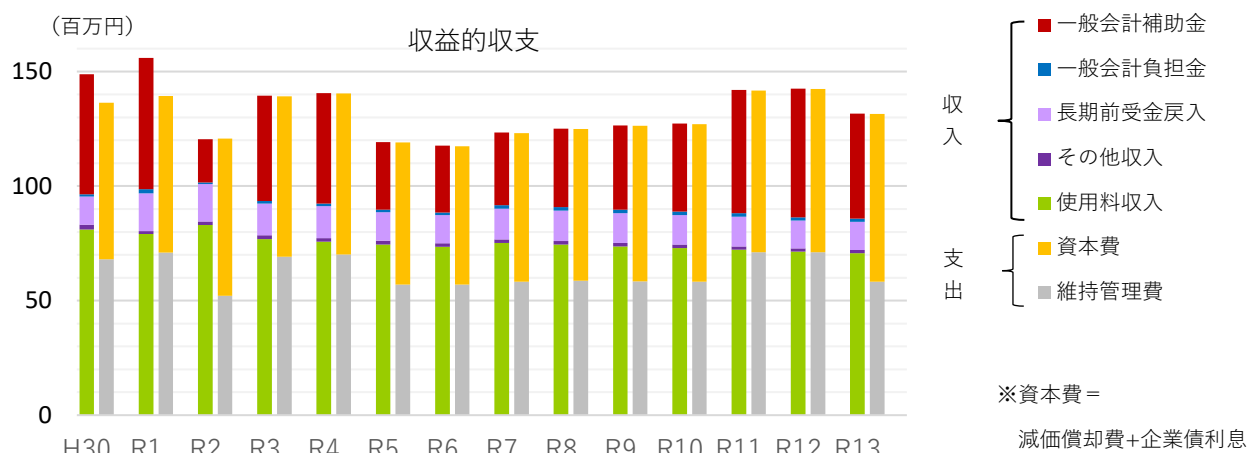
上水道と料金が同一でない一部の簡易水道について、段階的に上水道との料金統一を図り、将来にわたって安定的に事業を持続します。

## 第5章 投資・財政計画

### 5.1 上水道事業の投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画は、巻末資料2（p. 28）のとおりです。

現在の繰入基準と一般会計繰入のルールが維持されることとして試算しました。水需要の減少に伴い料金収入が減少する見込みです。



上水道事業の収益と費用の見通し（単位：千円）



上水道事業の建設改良費の見通し（単位：千円）

#### 主要施策(1) 施設の最適化（集約）・(3) 効率的な施設整備

菖蒲池地区簡易水道の統合で施設を集約化して、料金収入を増やし、上水道施設の利用  
率向上を図ります。【目標③、④、⑤】

#### 主要施策(3) 効率的な施設整備

一度に多額の支出とならないよう、施設を計画的に更新します。【目標①、②、⑥】

## 5. 2 上水道事業の目標

目標項目	R2現状	R13目標値	R21目標値	備考
①配水池の耐震化率	0%	0%	100%	$(\text{耐震配水池容量} / \text{全配水池容量}) \times 100$
②管路更新率	0.91%	0.95%	0.95%	$(\text{その年度に更新した管路延長} / \text{管路延長}) \times 100$
③施設利用率	32.95%	34%	54%	$(\text{一日平均配水量} / \text{一日配水能力}) \times 100$
④経常収支比率	99.73%	100%	100%	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$
⑤料金回収率	80.36%	59%	48%	$(\text{供給単価} / \text{給水原価}) \times 100$
⑥有収率	68.58%	74%	79%	$(\text{年間総有収水量} / \text{年間総配水量}) \times 100$

## 5. 3 簡易水道事業の投資・財政計画（収支計画）

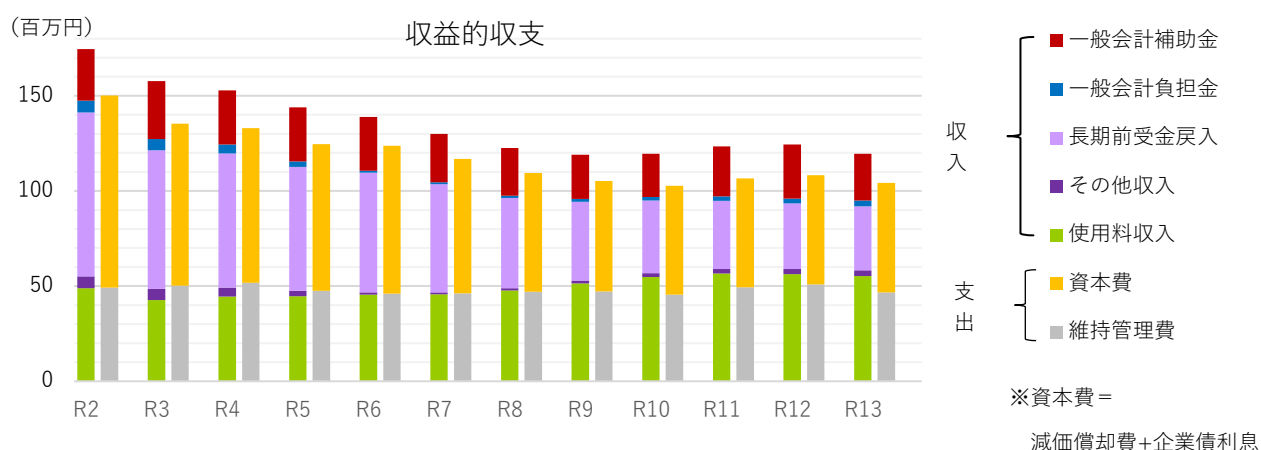
投資・財政計画は、巻末資料2（p. 28）のとおりです。

なお、簡易水道事業については、地区ごとのセグメント管理の上試算を行い、全ての地区の合計を簡易水道事業の収益、費用等の見込額としています。

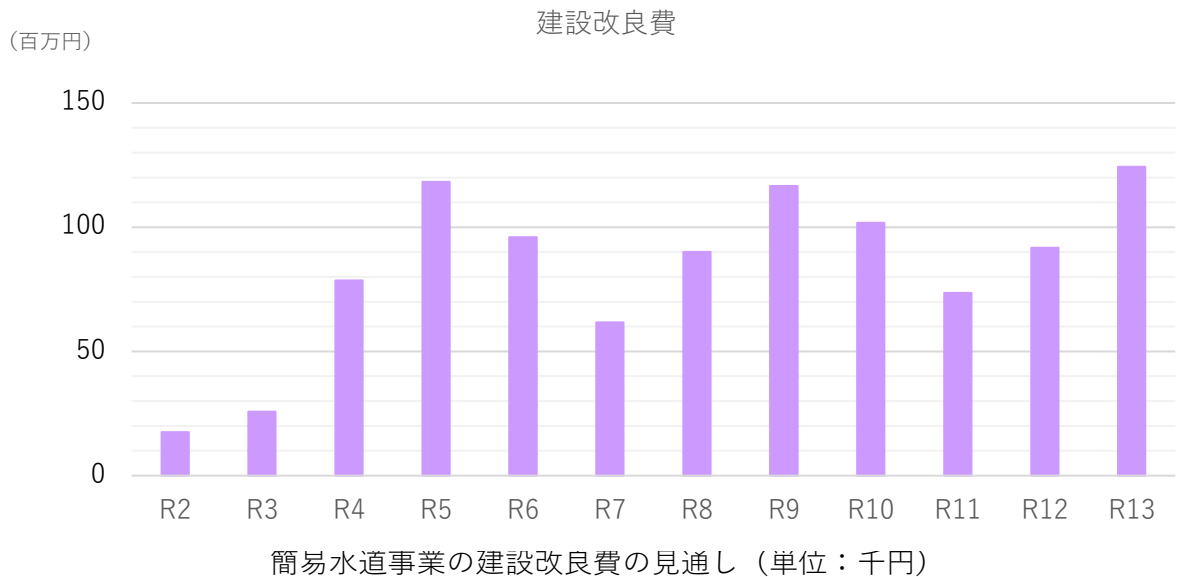
簡易水道事業についても、現在の繰入基準と一般会計繰入のルールが維持されることとして試算しました。ほとんどの地区で料金収入が不足しており、今後、水需要の減少に伴う料金収入の減少も見込まれます。地区ごとに料金にばらつきがあるので、水道ビジョンに定める料金改定により経営の健全化を図ります。

### ※ 簡易水道事業の料金改定方針について

上水道と料金が同一でない簡易水道においては、施設整備を行った年度から上水道との料金統一を図ります。



簡易水道事業の収益と費用の見通し（単位：千円）【①料金を改定した場合】



**主要施策(1) 施設の最適化 (集約)**

複数の簡易水道を統合し、施設を集約して利用率の向上を図り、維持管理費を減らします。

【目標③、④、⑤】

**主要施策(2) 不安定な水源水質対策**

木本地区や荒島地区では、深井戸を整備して水質の安定を図り、送水管の更新費と維持管理費を減らします。【目標④、⑤】

**主要施策(3) 効率的な施設整備**

一度に多額の支出とならないよう、施設を計画的に更新します。【目標①、②、⑥】

**主要施策(4) 適正な料金体系への改定**

料金を改定して安定した経営を図ります。【目標④、⑤】

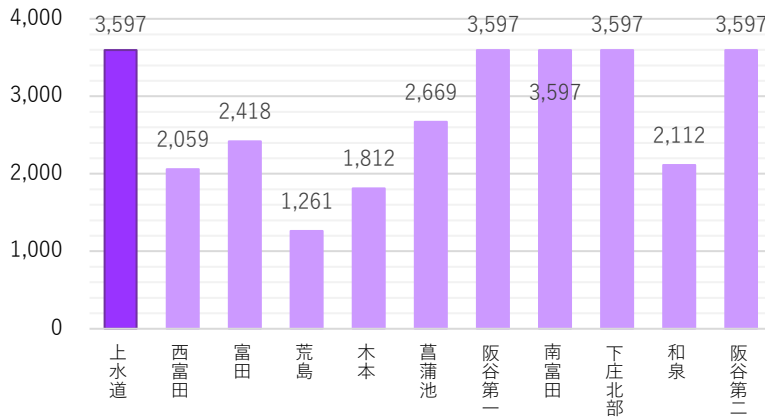
**5. 4 簡易水道事業の目標**

目標項目	R2現状	R13目標値	R21目標値	備考
①施設の耐震化率	16%	17%	45%	(耐震施設の能力/全施設の能力) × 100
②管路更新率	0.05%	0.56%	0.56%	(その年度に更新した管路延長/管路延長) × 100
③施設利用率	63.88%	44%	45%	(一日平均配水量/一日配水能力) × 100
④経常収支比率	112.10%	112%	103%	(経常収益/経常費用) × 100
⑤料金回収率	76.08%	78%	70%	(供給単価/給水原価) × 100
⑥有収率	62.24%	80%	84%	(年間総有収水量/年間総配水量) × 100

※ 参考 : 適正な料金体系への改定に向けて

① 市営水道事業の現行の水道料金

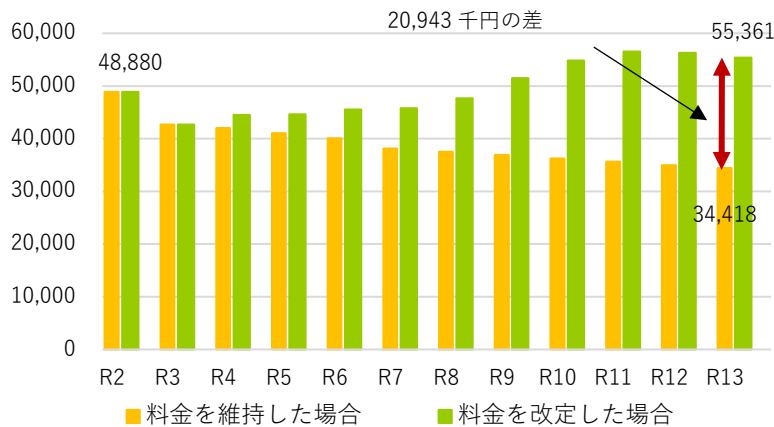
(メーター口径 13 mm の家事用専用栓で 20 m<sup>3</sup> 使用した場合の 1 か月の料金)



料金にばらつきがあります。

- ※ 消費税及び地方消費税を含みます。
- ※ 菖蒲池地区簡易水道は令和 7 年度から上水道に統合され上水道と同一料金となります。

② 料金を維持した場合と料金を改定した場合の料金収入の比較



料金を改定することで安定した経営が図られます。

### 5. 3 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水源が伏流水のため大雨時の濁りの発生や、指標菌が検出されている水源の代替水源として新水源（深井戸）を整備し、安全で安定した水道水の供給と、送水管の更新費用の縮減を図ります。</li><li>・ 西富田地区、富田地区、北富田地区、南富田地区簡易水道の施設統廃合を行い、配水場やポンプ施設数の最適化（集約）、安定した給水と固定費等の維持管理費の縮減を図ります。</li></ul>
----	--

#### ◆ 投資計画の概要

水道ビジョンに定める年次別事業計画に沿って計上しました。

- ・ 上水道： 簡易水道（菖蒲池、下庄北部地区）との統合による余剰能力の活用
- ・ 富田、西富田、北富田、南富田地区： 統合による施設数の最適化
- ・ 荒島地区： 水源変更（伏流水 → 地下水）
- ・ 木本地区： 水源変更（伏流水 → 地下水）
- ・ 菖蒲池地区： 上水道との統合（取水場廃止）
- ・ 阪谷第一、阪谷第二地区： 統合による施設数の最適化
- ・ 下庄北部地区： 上水道との統合（取水場廃止）

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道施設の機能を維持するための更新費や修繕などに必要な財源の確保に努めます。</li><li>・ 企業債の発行については、世代間負担の公平性を考慮しつつ、適切な額の起債を行います。</li></ul>
----	--

- ・ 料金収入 有収水量の見込みに供給単価を乗じて試算しました。  
上水道、簡易水道事業ともに、料金収入だけでは維持管理費が賅えず、国が定める繰入基準以外の一般会計補助によって収入額の不足を補てんしています。

水道事業は独立採算制が原則であり、一般会計繰入に過度に依存しないよう、また、簡易水道間での公平性を図るため、段階的な料金改定による料金統一を図り経営の健全化を図ることが必要です。

水道ビジョンに定めるとおり、上水道と料金が同一でない簡易水道において、施設整備を行った年度から上水道との料金統一を段階的に行う方針です。

- ・ 一般会計繰入金 現在の繰入基準及び一般会計との取り決めが維持されるものとして試算しました。
- ・ 企業債 企業債は、各年度の事業費を基に必要額を計上しています。世代間の公平性と内部留保資金残高を考慮し、適切な額の企業債を発行します。
- ・ 工事負担金 上水道の新規加入金について、料金収入の減少率を考慮して見込んでいます。簡易水道の新規加入金は見込んでいません。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 収支全体 菖蒲池地区簡易水道事業は、令和7年度から上水道事業に統合されるものとして試算しました。
- ・ 修繕費、材料費 過去3年間の実績を基に、地区ごとに量水器の検満による交換件数を考慮した必要額を計上しています。
- ・ 減価償却費 既存施設等に係る減価償却見込みに、今後新規整備する施設等を加えて試算しました。
- ・ 委託費 現行の委託業務形態が当面継続することとして試算しました。
- ・ 動力費、手数料 直近の実績値に、水道ビジョンに基づく水源変更等を考慮して試算しました。
- ・ 職員給与費 現在の職員数が維持されるものとして試算しました。退職給付費は一般会計が負担するため、計上していません。
- ・ 支払利息 現在発行している企業債の利息に加え、今後発行予定の企業債の利息について、償還期間30年、据置期間5年、元利均等方式、利率1.0%の借入条件で試算しました。



### 5. 3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	地形的に施設の広域化は困難ですが、福井県が中心となって策定中の「水道広域化推進プラン」のための勉強会に参加し、県域全体で広域化の方針を検討しています。
民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	水道水の安全性と災害、漏水発生時の危機管理体制を維持したうえで、望ましい組織体制と事業運営の効率化を図るため、民間活用の取組を検討します。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	アセットマネジメント計画では将来40年間で前期・中期・後期に分けて投資の平準化を位置付けています。引き続き、投資の平準化を検討していきます。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	水道ビジョンの計画期間が終了した後についても、水需要の減少の予測に基づき、引き続き検討します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	今後の水需要を見極め、管路の更新においては水需要に応じた口径を引き続き検討します。
その他の取組	現在行っている包括的な施設の維持管理について、適正な委託範囲を検討していきます。

#### ② 財源についての検討状況等

料金	水道ビジョンに定める料金改定を行ったうえでの経営状態や近隣自治体の料金設定を考慮し、料金収入の減少と更新需要に合わせた適正な料金体系を引き続き検討します。
企業債	世代間の公平を図るための必要性を考慮しつつ、人口減少していく世代での負担となることを認識し、発行額を慎重に検討します。
繰入金	効率的な経営と適正な料金設定を図るなど一般会計繰入に過度に依存しないための手法を検討します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	施設・設備の統廃合に伴う資産の有効活用の可能性について検討します。

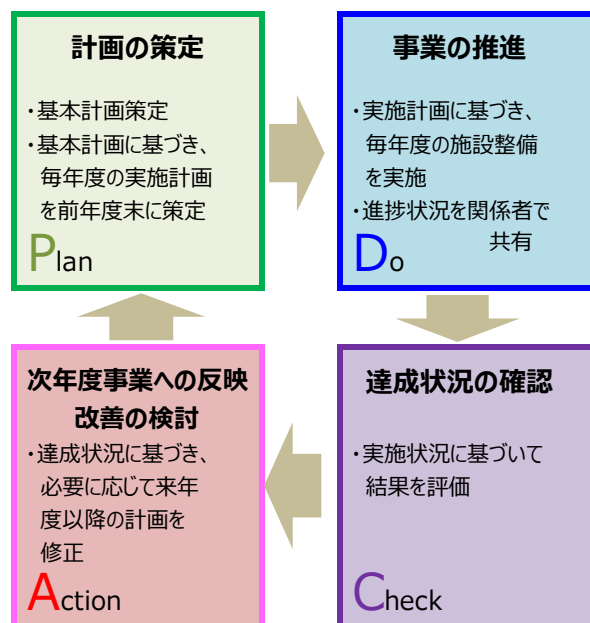
③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託費	現在、施設の維持管理業務や洗管業務などを包括的民間委託していますが、適正で効率的な委託の範囲と手法について検討します。
修繕費	耐用年数を考慮した材料の採用、日常の点検等の実施、施設規模の適正化や統廃合等により今後の修繕費の縮減に努めます。
動力費	施設の更新時には省電力設備の採用や給水人口と水需要の減少を見据えた適正な施設規模とし、引き続き動力費の低減を図ります。
職員給与費	水道施設の維持管理技術の継承には一定の年数を要することから、非常時対応を含む望ましい組織体制と事業の持続性を検討します。
その他の取組	現在、使用開始等の届出について電子申請を可能としています。他の手続きについても電子申請の導入を検討します。

## 第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項など

経営戦略の進捗状況について、毎年度の経営比較分析表を用いたモニタリング結果や目標の達成状況を把握し、事後検証を行った上で、3～5年ごとに経営戦略を見直します（PDCAサイクルの活用）。見直しの際は、使用料改定の必要性についての検証も行います。

水道ビジョンに定める料金改定を目標としつつ、給水人口の推移と施設の状態を見極めながら、適正な料金体系について検討を続けます。



水道ビジョンに定めるフォローアップ計画

# 経営比較分析表 (令和元年度決算)

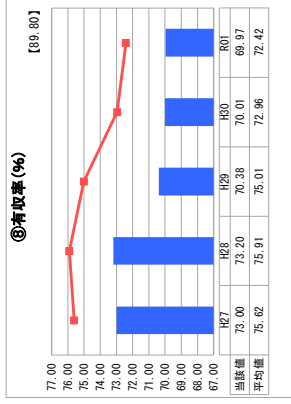
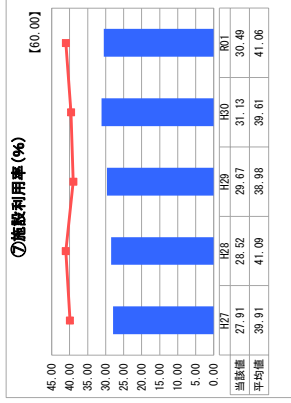
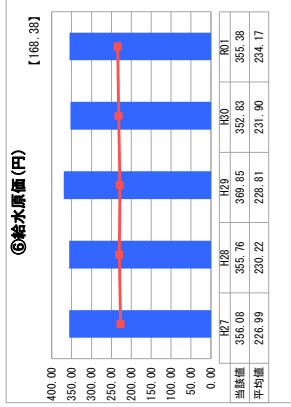
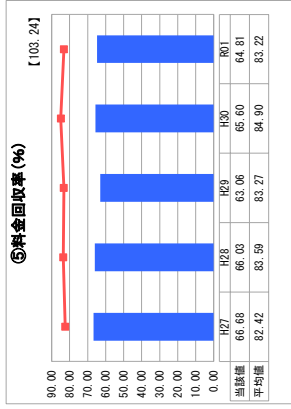
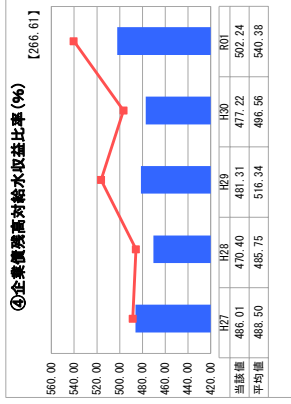
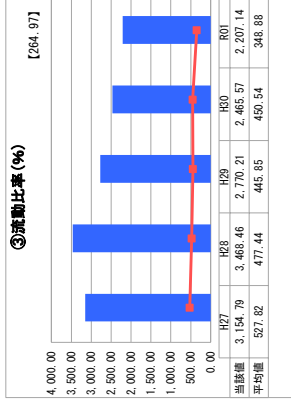
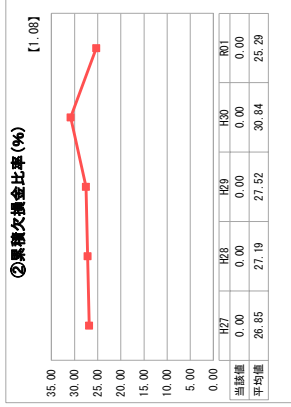
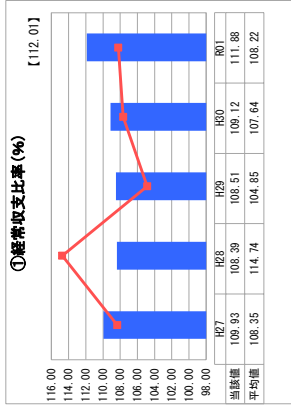
福井県 大野市

業務名	業務種別	事業名	類似団体の区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A9	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m <sup>2</sup> 当たり家庭給水(円)	
-	82.62	14.01	3,597	

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
32,902	872.43	37.71
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km <sup>2</sup> )	給水人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
4,573	19.29	237.07

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

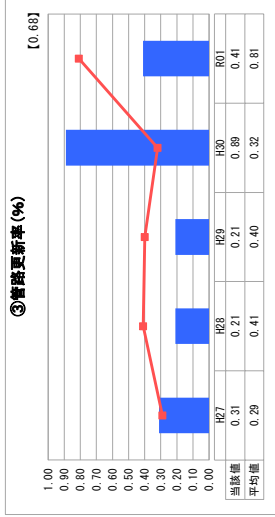
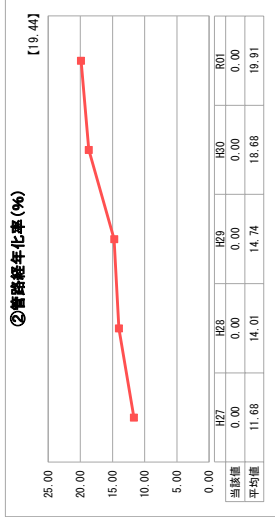
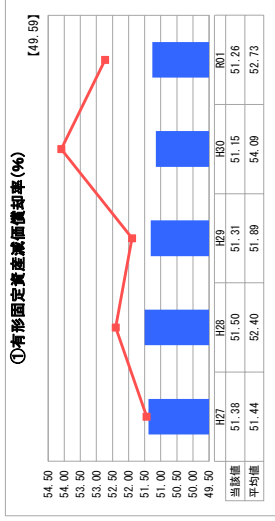
## 1. 経営の健全性・効率性



**1. 経営の健全性・効率性について**  
 当市は、管路整備済みの地域においても地下水(自家用井戸)を使用する市民が多いため、普及率が低く給水量が小さい。普及率を向上させるため、①経常収支比率は100%を超えて推移しているが、繰出率以外の一般会計補助を行い、収入不足を補っていることによる。  
 ②累積欠損金なし。  
 ③流動比率は平均値を大きく超えているが、今後の施設更新に備え、引き続き健全な経営に努める。  
 ④企業債務高対給水収益比率については、近年、幹線や拠点建設などへの管路拡張整備を行っていることから、令和2年度まで借入が増加するため、当面は現水準が継続することが見込まれる。  
 ⑤料金回収率は、人件費、減価償却費等の固定費が影響して⑥給水原価が高いことから、平均値を下回っている。経営経費の削減に努めるとともに、料金収入の確保のため、加入率の改善に努める必要がある。  
 ⑦施設利用率、⑧有収率ともに平均値より低い傾向にある。今後は、給水人口の減少などに伴い給水量、配水量ともに減少することが予想されることから、適切な修繕を実施するほか、大野市営水道事業基本計画に基づき、合理的な施設統廃合やダウンサイジングを行う必要がある。

**2. 老朽化の状況について**  
 ①有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、計画的な施設の更新が必要である。  
 ②管路更新率については、近年、重要な配水管の更新(耐震化)を進めてきた。  
 ③管路以外の施設も含め、一時期に更新にかかるとの負担が集中している。適切な修繕による延命化を図る。また、大野市営水道事業基本計画に基づき、施設規模の適正化、合理的な施設統廃合、老朽化施設の計画的な更新を行い、給水の安全・安定性を確保する。

## 2. 老朽化の状況



**全体総括**  
 当市は、地下水豊富な土地柄のため、市街地での多くの市民が地下水を利用した自家用井戸を保有し生活用水としてきたことから、加入率が低い。また、給水人口が減少の見通しであり、十分な料金収入を確保することが困難となるのが予想される。しかしながら、創設の経緯が昭和50年代に発生した大規模な井戸枯れであることや、ライフラインとして必要不可欠なサービスであることから、継続した事業運営が求められている。  
 現在一般会計からの繰入により経営の健全性は保たれているが、今後施設更新のピークを迎えるに当たっては、健全な経営を維持し、計画的な施設の更新等による維持管理費の削減など効率性の向上に努める。

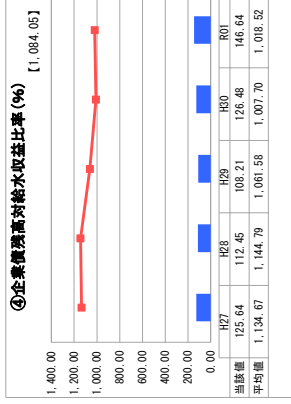
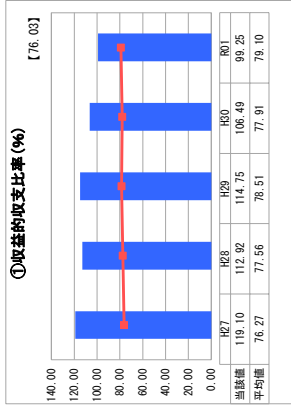
# 経営比較分析表 (令和元年度決算)

福井県 大野市

業務名	業務種別	事業名	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
法非適用	水道事業	簡易水道事業	非設置	32,902	872.43	37.71
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m <sup>2</sup> 当たり家庭給水 (円)	現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km <sup>2</sup> )	給水人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	12.98	2,059	4,235	4.97	852.11

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
■ 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経営収支比率は概ね100%で推移しているが、繰出基金等の一般会計補助を行い、収入不足を補っていることによる。

②自己資本構成比率は平均の1割強程度となっている。事業の必要性、優先度を見極め、適切な資金調達に努めている。

③企業債残高対給水収益比率は平均の1割強程度となっており、事業の必要性、優先度を見極め、適切な資金調達に努めている。

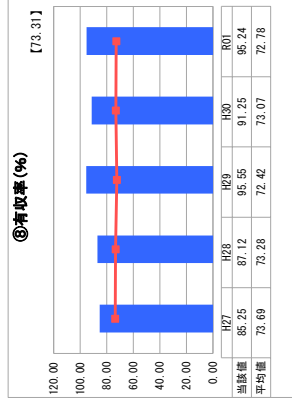
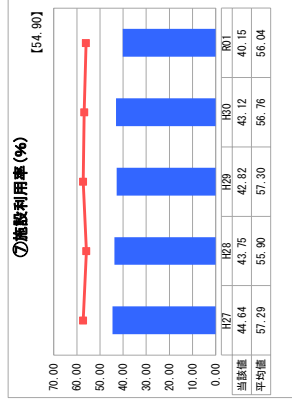
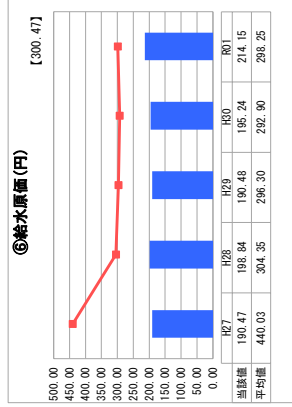
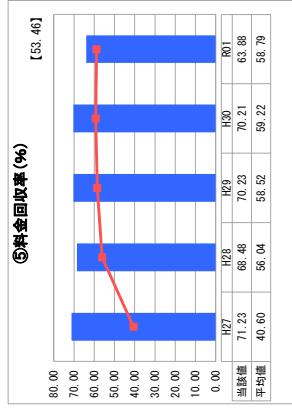
④企業債残高対給水収益比率は平均の1割強程度となっており、事業の必要性、優先度を見極め、適切な資金調達に努めている。

⑤料金の回収に努めている。今後も給水人口の減少や簡易水道ライフスタイルの定着により有収水量の減少が予想されることから、適正な料金設定と施設の統合による計上経費の削減等に努める。

⑥給水原価は上昇傾向にある。給水人口の減少等による有収水量の減少等の要因により、今後も上昇の傾向が継続と考えられるため、経営の更なる効率化を必要とする。

⑦施設利用率については、給水人口が増加しないこともあり平均を下回っている。引き続き施設運営の効率化に努める必要がある。

⑧有収率は増加しており、引き続き適正な修繕や老朽化施設の計画的な更新により、効率的な経営に努める。

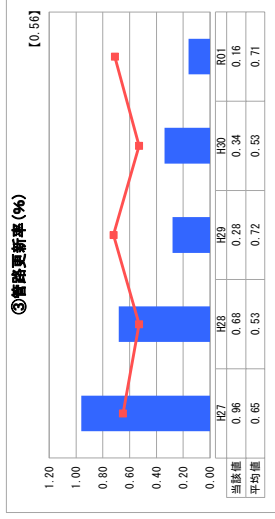


2. 老朽化の状況について

平成27年度に実施した固定資産評価及び平成28年度策定の収支計画に基づき、老朽化に順次対応している。

③管路更新率が下がっており、管路以外の施設も含め、一時期かかる負担が集中しないよう、適期更新にかかる費用を確保する。また、大野市営水道事業基本計画に基づき、施設稼働の適正化と計画的な施設の更新に取り組む。

## 2. 老朽化の状況



全体総括

給水人口が減少しており、料金収入の減少への対応と、安定した水源の確保と老朽施設の更新が課題である。

現在、一般会計からの繰入により経営の健全性は保たれているが、今後施設更新のピークを迎えるに当たり、一般会計に依存しないよう、適正な料金設定、合理的な施設統合や計画的な施設の更新等による維持管理費の削減など効率的な経営に努め、健全経営を堅持できるよう努める。













## 投資・財政計画 (収支計画)

**簡易水道事業(参考：②現行料金を維持した場合)**

(単位：千円)

区	分	年 度	年 度																	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度						
資本的 収支	資本的 収入	1. 企業																		
		うち資本費平準化債																		
		2. 他会計出資金	17,721	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402	33,873						
		3. 他会計補助金																		
		4. 他会計負担金																		
		5. 他会計借入金																		
		6. 国(都道府県)補助金																		
		7. 固定資産売却代金																		
		8. 工事負担金	319	2,250																
		9. その他	1,180																	
		計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298						
		(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額																		
		純計 (A)-(B)	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298						
資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	17,483	25,700	93,354	118,233	96,034	61,675	90,000	116,620	101,770	73,500	91,721	124,281						
		うち職員給与費																		
		2. 企業債償還金	13,699	12,950	10,677	7,008	2,461	2,517	2,574	2,633	4,607	7,765	10,228	11,945						
		3. 他会計長期借入返還金																		
		4. 他会計への支出金																		
		5. その他																		
		計	31,182	38,650	104,031	125,241	98,495	64,192	92,574	119,253	106,377	81,265	101,949	136,226						
		(D)-(C)	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000			314	1,180	2,170	2,928						
		資本的収入額が資本的支出額に 不足する額	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000			314	1,180	2,170	2,928						
		補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金																
				2. 利益剰余金処分額																
				3. 繰越工事資金																
				4. その他																
計	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000			314	1,180	2,170	2,928								
補填財源不足額 (E)-(F)																				
他会計借入金残高 (G)																				
企業債償還金残高 (H)	60,328	47,378	84,584	154,962	212,528	251,797	321,223	411,886	488,695	539,730	602,879	690,359								

○他会計繰入金

(単位：千円)

区	分	年 度	年 度											
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的 収入	収益的 収入	うち基準内繰入金	33,413	36,284	33,076	31,427	30,170	28,905	31,320	34,661	34,407	40,941	43,087	40,754
		うち基準外繰入金	6,210	5,832	4,611	2,965	1,051	951	1,148	1,512	1,990	2,393	2,658	2,993
		計	27,203	30,452	28,465	28,462	29,119	27,954	30,172	33,150	32,416	38,547	40,429	37,762
資本的 支出	資本的 支出	うち基準内繰入金	16,923	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402	33,873
		うち基準外繰入金	14,393	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402	33,873
		計	2,530	50,775	64,500	67,081	59,838	43,757	51,894	60,618	59,054	62,226	69,489	74,627
合 計		50,336	50,775	64,500	67,081	59,838	43,757	51,894	60,618	59,054	62,226	69,489	74,627	

# 大野市水道施設区域図 R3.3.31現在

下庄北部地区簡易水道  
給水戸数 73戸  
給水人口 235人

北富田地区簡易水道  
給水戸数 150戸  
給水人口 485人

西富田地区簡易水道  
給水戸数 192戸  
給水人口 593人

富田地区簡易水道  
給水戸数 127戸  
給水人口 358人

阪谷第一地区簡易水道  
給水戸数 84戸  
給水人口 219人

大野市上水道  
給水戸数 1,649戸  
給水人口 4,559人

南富田地区簡易水道  
給水戸数 102戸  
給水人口 291人

阪谷第二地区簡易水道  
給水戸数 112戸  
給水人口 298人

豊浦池地区簡易水道  
給水戸数 61戸  
給水人口 172人

荒島地区簡易水道  
給水戸数 210戸  
給水人口 544人

木本地区簡易水道  
給水戸数 183戸  
給水人口 501人

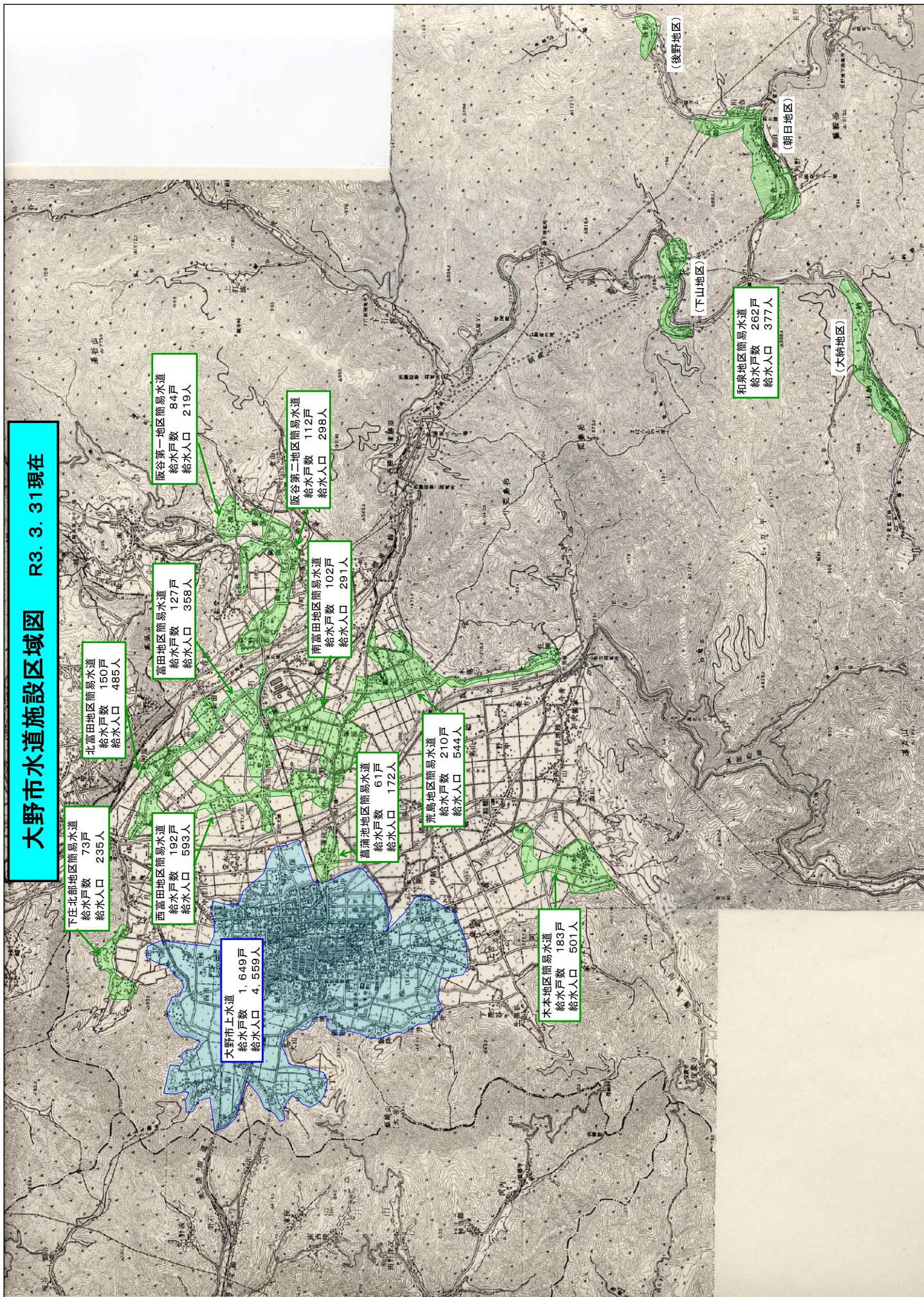
和泉地区簡易水道  
給水戸数 262戸  
給水人口 377人

(大納地区)

(下山地区)

(後野地区)

(朝日地区)







大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。